

大阪府依存症対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 各種依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発、支援体制モデルやネットワークの確立を目指し、総合的・効果的な依存症対策について関係機関及び団体等が協議・推進・連携するため、大阪府依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討等を行う。

- (1) 拠点機関における事業計画の策定
- (2) 拠点機関における事業効果の検証、問題点の抽出及びこれを踏まえた提言
- (3) 事業効果検証のための指標の設定
- (4) 依存症対策に関わる関係機関・団体相互の連携及び情報交換について
- (5) その他必要な事項について

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、委員による互選により選出する。
- 3 会長及び委員の任期は、原則1年とする。ただし、今年度については平成27年3月31日とし、申出等がない限り、そのまま更新とする。
- 4 会長が不在であるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(協議会)

第4条 会長は、必要に応じて協議会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して協議会への出席を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会は、専門的な事項について協議・検討等を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の設置については、別途定める。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、大阪府立精神医療センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成 26 年 10 月 24 日から施行する。